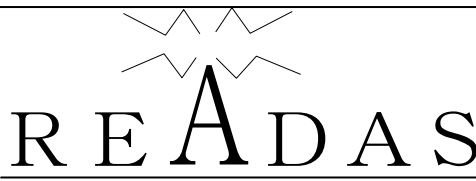


第 4945 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 3月19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 国税不服審判所 H25.4～6 の裁決事例を公表

**Q**：国税不服審判所が裁決事例を公表したそうですが、どのようなものが公表されたのですか？

**A**：16事例が公表されました。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成25年4月から6月までの裁決事例が16事例（国税通則法関係1件、所得税法関係8件、法人税法1件、相続税法関係2件、登録免許税関係1件、国税徴収法関係3件）公表されました。主なものは次のとおりです。

### 【国税通則法関係】

源泉所得税の納付が法定納期限後になったことについて真に納税者の責めに帰することのできない客観的事実があったと認められるとした事例・・・請求人が源泉所得税を法定納期限後に納付したのは、賃貸人が居住者から非居住者に変更になったことを知ることができなかつたためとするが、これは不動産の賃貸借等において、賃借料の支払の都度、居住者・非居住者の別を確認することを義務付けた明文の規定はなく、また、本件賃貸借契約に係る取引のように、賃貸人等との接触をほとんど必要としない取引について、そのような煩雑な手続を採ることが必要であるとするのは合理的でないというべきであるとして、原処分庁の主張を退けました。

